平成26年度政府予算編成及び施策に関する要望

重 点 事 項

平成25年7月4日

全国町村会

低迷を続けてきた我が国経済は、ここにきて回復の兆しが見え始めて きたが、実体を伴う本格的な回復軌道に乗っているとは言い難い状況に ある。

一方、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、脆弱な 財政基盤、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しい状況が依 然として続いている。

また、東日本大震災の被災地においては、被災者・避難者への支援や 公共施設等の復旧、福島第一原発事故に起因する放射性物質への対応な ど解決すべき課題が山積している。

加えて、今後発生が想定される大規模地震、津波への対応や頻発する 台風・豪雨等災害を踏まえ、住民の安全・安心を確保するため、全国的 な防災対策の強化が急務となっている。

よって、平成26年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

(1)復興対策への万全な措置

地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援、農林水産業の事業再開への支援、 公共施設の復旧等に万全の予算措置を講じること。

なお、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

(2) 原子力災害対策の徹底

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の 迅速化、除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立に努めるとと もに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。 (3) 大規模災害に対応する法制度・対策の整備等

南海トラフ地震、首都直下地震、火山災害、大規模水害など今後 懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整 備すること。

また、全国防災・減災事業が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

2. 町村自治の確立に関すること

- (1) 道州制は絶対に導入しないこと。
- (2) 国と地方の役割分担の明確化と権限移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。
- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

3. 地方税財政に関すること

(1) 償却資産に係る固定資産税の堅持

償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障を生じることも踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。

(2) 自動車取得税の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税の見直しにあたっては、市町村に減収が生じないよう、安定的な代替の税財源を確保すること。

(3) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、町村の果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。

(4) 地方交付税の総額の確保

雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」については、当面維持し、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

4. 国民健康保険に関すること

- (1) 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・ 統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。
- (2) 社会保障・税一体改革において投入することが決定されている 2,200億円の公費については、消費税率を8%に引き上げる際 に実施するとともに、国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤 の強化を図り、将来に亘って持続可能な制度とすること。
- (3) 市町村国保を都道府県単位に広域化し、都道府県を保険者とすること。

その際は、受診機会の相違等による保険料水準の格差に十分配慮すること。

5. 農林水産業に関すること

(1) 国益と現場の意見を踏まえた農業交渉

TPP交渉については、国益を損なうことのないよう毅然として 対応すること。

とりわけ、農林水産分野の重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した際には、脱退も辞さないものとすること。

(2) 攻めの農林水産業の推進

攻めの農林水産業の推進にあたっては、条件が不利な地域の存在 等、生産現場の実態に十分配慮しつつ、全体の底上げをはかること。

(3) 新たな直接支払制度の創設

新たな直接支払制度の創設にあたっては、既存の制度との整合を はかり、現場に混乱を来さないよう十分留意するとともに、町村に 新たな負担が生じないようにすること。

(4)農林水産公共予算の確保

農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標(50%)達成に不可欠な農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

6. 地域の実情を踏まえた国土づくりに関すること

防災・減災等に資する国土強靱化に向け、橋梁・トンネル等の社会 資本の老朽化対策を総合的に推進すること。

また、存続の危機に直面している地域交通の再生・活性化をはかる こと。